
税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る
調査結果報告書

2021年3月16日
一般社団法人全国銀行協会

<目次>

1. 調査の目的・方法	2
2. 調査結果.....	5
3. まとめ（総括）	7

1. 調査の目的・方法

(1) 検討の背景

当協会においては、2015年度から当協会を含む金融8団体¹の連名により、当局等に対し、税・公金の収納業務は国民経済全体としての効率化の余地が大きい領域との認識から、地方税納付の電子化、サービスの受益者負担の観点に立った経費負担の適正化等を要望してきた²。

また、政府の「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）において掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金の収納・支払の効率化を進めるため、2018年3月に「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（事務局：一般社団法人全国銀行協会）を設置し、官民が連携して行う取組みについて検討・整理を行ってきた³。

こうした状況であるところ、新型コロナウイルス感染症発生を契機にデジタル化の遅れが浮き彫りとなったこともあり、政府においてもデジタル庁設置等、行政手続のデジタル化の推進が政策課題となっている。

2020年10月22日に開催された第2回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」⁴においては、地方公共団体の税・公金収納業務の効率化・電子化について、現行の紙の納付書による窓口収納に関する手数料が無償あるいは極度に低廉な水準であるが故に、税・公金収納業務の変革の必要性が認識されることなく、従前のまま存置され、必要な経費を金融機関に負担させていることが効率化・電子化の阻害要因となっており、手数料を徴求することで、効率化・電子化のインセンティブとすべきという趣旨の指摘もなされた。

また、2020年12月22日には「規制改革推進会議」において「当面の規制改革の実施事項」が取りまとめられ、「総務省は、地方公共団体と指定金融

¹ 一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国労働金庫協会、農林中央金庫および一般社団法人全国銀行協会の8団体。なお、一般社団法人全国地方銀行協会においては、2007年度から経費負担の適正化等について要望を行っている。

² 各先宛の要望書は全国銀行協会のウェブサイト(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/>)に公表されている。

³ 勉強会において取りまとめた調査レポートは、全国銀行協会のウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>) に公表されている。

⁴ 会議資料および議事録は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/meeting.html>) に公表されている。

機関等の収納業務の効率化・電子化を促進する観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」⁵とされた。

上記経緯を踏まえ、当協会においては、税・公金収納の効率化・電子化を促進するためには、阻害要因との指摘もある現状のコスト・手数料の実態を調査し、具体的な情報を提供することで、関係者の理解促進・協議の円滑化に資するため、金融庁、公正取引委員会とも協議のうえ、税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査アンケートを実施した⁶。

本調査結果報告書は、これを集計・分析したものとなる。

(2) 調査内容

① 窓口収納に係るコスト調査

対象会員が指定金融機関および収納代理金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務におけるコストのうち、窓口収納の1件当たりコストについて、対象会員担当者によるアンケート調査票への記入により調査した。

② 窓口収納に係る手数料調査

対象会員が指定金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務における手数料のうち、窓口収納の1件当たり手数料について、対象会員担当者によるアンケート調査票への記入により調査した。

5 第9回規制改革推進会議資料2「当面の規制改革の実施事項」5頁 (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20201222/agenda.html>)

6 業界として収納業務に係る経費負担のあり方について取り組むことに関する独占禁止法上の考え方は、2021年2月16日に開催された第8回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」において、公正取引委員会から、「全銀協等が会員銀行に対して差別的でもなく、また、強制的でもないやり方で収納業務のデジタル化の推進という社会公共的な目的の一環として、電子と紙で差を設けるなど、地方公共団体と手数料の交渉を行うよう要請することは、独占禁止法上問題となるものではないと考えられる。また、地方公共団体と交渉するために、収納業務にかかる手数料やコストの実態を把握することについては、全銀協等がこれを調査し、調査結果を一般に公表する際には、当該調査結果を客観的に統計処理すること、個々の会員銀行の手数料情報を明示しないことなどの措置を講じ、会員銀行間に現在、または将来の価格についての水準を示すなど、共通の目安を与えることのないように留意することで独占禁止法上問題となるものではないと考える」という見解が示されている。

(3) 調査設計

① 窓口収納に係るコスト調査

- ・調査対象 : 2021年2月2日時点で全国銀行協会の正会員である
預金取扱金融機関
- ・対象会員数 : 115 先
- ・回答会員数 : 107 先 (回答率 : 93.0%)
- ・有効回答数[※] : 100 先 (有効回答率 : 86.9%)
- ・調査時期 : 2021年2月2日～2021年2月26日

※コスト算出不可の回答、および税・公金の取扱いがないとして回答があった先を除外している。

② 窓口収納に係る手数料調査

- ・調査対象 : 2021年2月2日時点で全国銀行協会の正会員である
預金取扱金融機関
- ・対象会員数 : 115 先
- ・回答会員数 : 107 先 (回答率 : 93.0%)
- ・調査時期 : 2021年2月2日～2021年2月26日

2. 調査結果

(1) 窓口収納に関するコスト

調査の結果、対象会員のうち 100 行から有効な回答があり、当該行が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの平均値・中央値⁷は次のとおりであった。

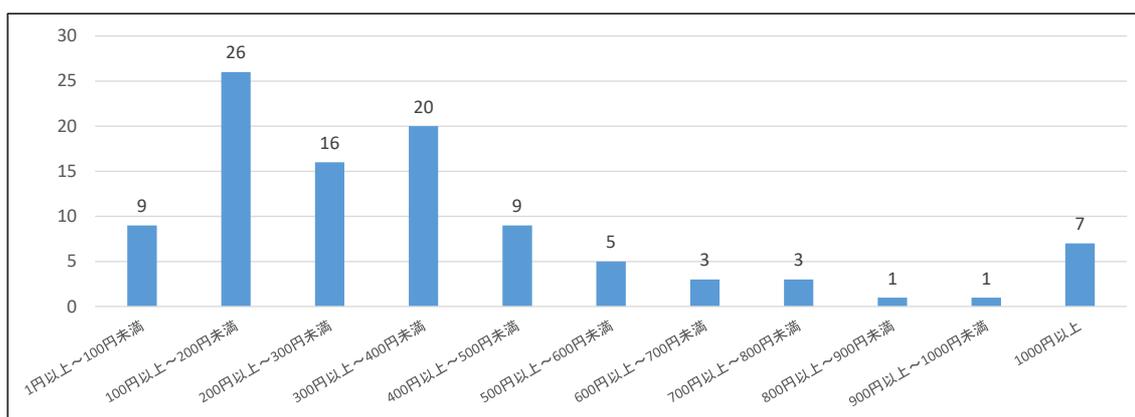
・平均値 : 401.39 円

・中央値 : 296.80 円

また、対象会員が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの分布は図 1 のとおりであった。

1 件当たりコストについては、100 円未満という回答会員は 9 % であり、100 円以上の回答が全体の 90% 超を占めていることが確認された。

【図 1 : 窓口収納に関する 1 件当たりコストの分布 (N=100)】



⁷ 中央値 (メジアン) とは、データを大きさの順に並べたとき全体の中央に位置する値のことである。

(2) 窓口収納に関する手数料

調査の結果、回答会員から、窓口収納に関して地方公共団体から徴収している1件当たり手数料について、891団体分の回答があった。

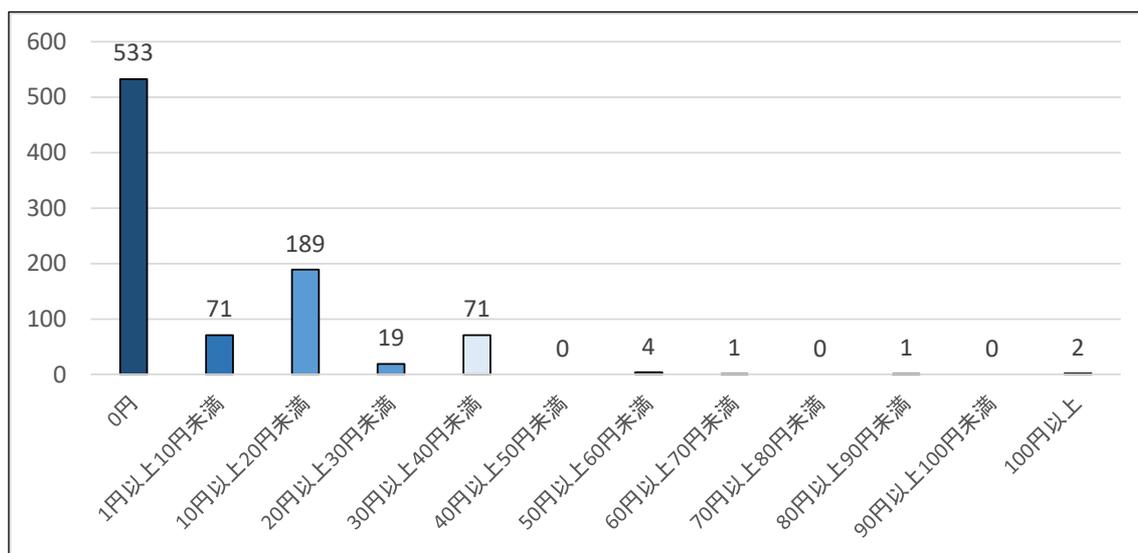
これらの平均値・中央値は次のとおりである。

- ・平均値 : 8.88 円
- ・中央値 : 0 円

また、回答会員が地方公共団体から徴収している1件当たり手数料の分布は図2のとおりであった。

1件当たり手数料については、0円の割合が約60%を占めており、0円以上40円未満で全体の99%超を占めることが確認された。

【図2：窓口収納に関する1件当たり手数料の分布 (N=891)】



3. まとめ（総括）

調査結果から、対象会員が地方公共団体から徴求している手数料は、税・公金収納に係るコストに比して、非常に低廉であることが具体的に確認された点で、今般のアンケート調査は意義のあるものである。

当協会は、今般の調査結果により、関係当事者間での協議が促進されることを期待している。

なお、本調査については、窓口収納に係る全体的な傾向を調査・把握するためにすべての対象会員について、同様の内容でアンケートを実施しており、個別の対象会員固有の事象については、一部捨象されている可能性があるため、ご留意いただきたい。

以 上